

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	（略）	法律	（略）
事務	（略）	事務	（略）
<p>介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法（平成二十六年法律第 号）</p>		<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	
<p>第三条第一項、第五条第一項及び第七條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>		<p>（新設）</p>	

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十二 （略）</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>十三の二 <u>介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に要する経費</u></p> <p>十四〇三十 （略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十二 （略）</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>（新設）</p> <p>十四〇三十 （略）</p>

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇三十（略）</p> <p>二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）</p> <p>二十の十四の二 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法（平成二十六年法律第 号）</p> <p>二十の十五〇三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一〇三十（略）</p> <p>二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）</p> <p>（新設）</p> <p>二十の十五〇三十三（略）</p>